

保育所・認定こども園における 代替職員の特例配置について



ちはや姫

京都府 宇治市

重点番号1: 保育所等の児童福祉施設に係る
「従うべき基準」等の見直し(京都府宇治市)

○宇治市の直近6年間の4月1日の保育所・認定こども園の状況

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
施設数	24箇所	24箇所	25箇所	26箇所	26箇所	26箇所
定員	3,640人	3,640人	3,815人	3,840人	3,840人	3,860人
入所児童数	3,776人	3,874人	3,888人	3,870人	3,954人	3,933人
未就学児童数	10,307人	9,949人	9,543人	9,244人	8,998人	8,660人
入所児童数／定員	103.7%	106.4%	101.9%	100.8%	103.0%	101.9%
入所児童数／未就学児童数	36.6%	38.9%	40.7%	41.9%	43.9%	45.4%
待機児童数(国定義後)	15人	0人	0人	0人	0人	10人
待機児童数(国定義前)	94人	84人	81人	109人	125人	144人

※地域型保育事業（小規模保育事業・家庭的保育事業）の定員は含めていない。

※市内の未就学児童数は減少傾向にあるが、未就学児童に占める保育所・認定こども園の利用児童数は増加傾向にある。

○宇治市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保方策」

宇治市子ども・子育て支援事業計画では、保育ニーズのピークについて、2号認定児では平成30年度、3号認定児では平成27年度と見込んでいましたが、3号認定児の保育ニーズは引き続き増加傾向にあります。3号認定児は年齢別配置基準上多くの保育士・保育教諭の配置を必要とするため、今後の保育ニーズに対しての確保方策の充実を行う上で、保育士・保育教諭の確保は大きな課題となっています。

①満3歳以上の保育（2号認定）

（単位：人）

	27年度	28年度	説明
量の見込み（計画）	2,366	2,402	量の見込みにおいては、計画値を実績値が下回り、確保方策においては計画値を実績値が上回る。そのため、市内全域としては保育ニーズに対する受入体制が整っているが、ニーズの地域遍在により待機児童が発生している状況である。
確保方策（計画）	2,389	2,399	
受入児童数	2,345	2,372	
待機児童数	15	12	
量の見込み（実績）	2,360	2,384	
確保方策の実績	2,454	2,463	
量の見込み（実績）と量の見込み（計画）の差	▲ 6	▲ 18	
確保方策（実績）と量の見込み（実績）の差	94	79	
確保方策（実績）と確保方策（計画）の差	65	64	

②満3歳未満の保育（3号認定）

（単位：人）

	27年度	28年度	説明	
量の見込み（計画）	1,738	1,687	量の見込みと確保方策の両方において、実績値が計画値を上回る。確保方策の充実によって受入人数は増加したものの、それ以上に量の見込みが増加したため、待機児童数も増加している状況である。	
（計画） 確保方策	教育・保育施設	1,595		1,605
	地域型保育	71		87
	合計	1,666		1,692
量（実績） の見込み	教育・保育施設	1,666		1,696
	地域型保育	64		76
	待機児童数（地域型保育除く）	91		112
	合計	1,821		1,884
（実績） 確保方策	教育・保育施設	1,707		1,726
	地域型保育	70		85
	合計	1,777		1,811
量の見込み（実績）と量の見込み（計画）の差	83	197		
確保方策（実績）と量の見込み（実績）の差	▲ 44	▲ 73		
確保方策（実績）と確保方策（計画）の差	111	119		

○宇治市の地域別待機児童の発生状況

宇治市では、国定義前待機児童は増加傾向にあり、平成29年度には5年ぶりに国定義後待機児童が発生しました。国定義前待機児童数においては地域ごとに差が生じており、保育ニーズの地域偏在に対応した確保方策の充実が課題となっています。

平成28年度(4月1日現在)

地域	2号認定		3号認定		合計		各地域入所率
	国定義前	国定義後	国定義前	国定義後	国定義前	国定義後	
A	1人	0人	29人	0人	30人	0人	106.3%
B	3人	0人	17人	0人	20人	0人	105.0%
C	5人	0人	25人	0人	30人	0人	101.0%
D	4人	0人	19人	0人	23人	0人	106.1%
E	2人	0人	16人	0人	18人	0人	107.8%
F	0人	0人	4人	0人	4人	0人	84.0%
合計	15人	0人	110人	0人	125人	0人	

平成29年度(4月1日現在)

地域	2号認定		3号認定		合計		各地域入所率
	国定義前	国定義後	国定義前	国定義後	国定義前	国定義後	
A	9人	0人	26人	0人	35人	0人	103.7%
B	5人	0人	13人	2人	18人	2人	102.2%
C	5人	0人	50人	0人	55人	0人	101.5%
D	5人	2人	8人	6人	13人	8人	105.0%
E	1人	0人	17人	0人	18人	0人	105.4%
F	1人	0人	4人	0人	5人	0人	88.8%
合計	26人	2人	118人	8人	144人	10人	

<保育所・認定こども園の年齢別配置基準>

0歳児 = 3 : 1 1・2歳児 = 6 : 1 3歳児 = 20 : 1 4・5歳児 = 30 : 1

保育所・認定こども園では、上記の年齢別配置基準による保育士・保育教諭に加えて、公定価格上の職員や地域子ども・子育て支援事業を実施するための職員を配置する必要があります。



支障

<支障事例>

年度当初の時点で利用人数が定員を超えている施設や、職員配置に余裕がない施設において、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等が発生した場合に、緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮しており、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生しています。

<支障事例による自治体・施設・利用者のデメリット>

支障事例により、自治体・施設・利用者が様々な不利益を被ることとなります。

自治体

- 待機児童が発生
- 子育て世帯からの評価の低下
- 子育て世帯の流出による少子化の進行

施設

- 余剰人員を過剰に確保すれば、その分のコストが経営を圧迫
- 利用者確保の機会の喪失
- 一時預かり事業や病児保育事業の人員転換による各事業の休止・廃止

利用者

- 希望施設が利用できない
- 保留扱いとなる
- 他の施設の利用もできない場合は失職・休職・転居の可能性あり

提案

＜提案内容＞

保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きよ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者（保育補助経験者等）を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とするように求めます。

の

＜制度改正の効果＞

類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者（保育補助経験者等）を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となります。

<制度改正による自治体・施設・利用者のメリット>

制度改正により、自治体・施設・利用者にとって以下のメリットが見込まれます。

自治体

- ・待機児童の解消
- ・利用希望者の希望に沿った入所調整が可能となる

施設

- ・保育補助者等の既存の人材の有効活用
- ・保育士・保育教諭の確保までの時間的余裕の獲得

利用者

- ・希望施設が利用できる
- ・保留扱いとなる可能性が減る

<制度改正による代替職員特例配置の流れ>

